

令和6年10月29日

令和6年10月29日

令和6年第5回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第126号

令和6年第5回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年10月22日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和6年10月29日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議案件

仮議席の指定について

南部町議会議長の選挙について

議案第67号 専決処分の承認を求めることについて

○開会日に応招した議員

秋 田 佐紀子君

井 原 啓 明君

埴 田 光 雄君

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

米 澤 睦 雄君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

真 壁 容 子君

景 山 浩君

○応招しなかった議員

な し

令和6年 第5回（臨時）南部町議会会議録（第1日）

令和6年10月29日（火曜日）

議事日程（第1号）（第2号）

令和6年10月29日 午後1時開会

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議長の選挙について
- 日程第3 議席の指定について
- 日程第4 会議録署名議員の指名について
- 日程第5 会期の決定について
- 日程第6 副議長の選挙について
- 日程第7 常任委員会委員の選任について
- 日程第8 常任委員長、副委員長互選結果の報告について
- 日程第9 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第10 議会運営委員長、副委員長互選結果の報告について
- 日程第11 鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙について
- 日程第12 南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員の選挙について
- 日程第13 南部箕蚊屋広域連合議会議員の選挙について
- 日程第14 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第15 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第16 閉会中の継続調査の申し出について＜議会運営委員会＞

本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議長の選挙について
- 日程第3 議席の指定について
- 日程第4 会議録署名議員の指名について
- 日程第5 会期の決定について
- 日程第6 副議長の選挙について

- 日程第7 常任委員会委員の選任について
- 日程第8 常任委員長、副委員長互選結果の報告について
- 日程第9 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第10 議会運営委員長、副委員長互選結果の報告について
- 日程第11 鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙について
- 日程第12 南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員の選挙について
- 日程第13 南部箕蚊屋広域連合議会議員の選挙について
- 日程第14 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第15 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第16 閉会中の継続調査の申し出について＜議会運営委員会＞

出席議員（14名）

1番 秋田 佐紀子君	2番 井原 啓明君
3番 埴田 光雄君	4番 加藤 学君
5番 荊尾 芳之君	6番 滝山 克己君
7番 米澤 睦雄君	8番 長束 博信君
9番 白川 立真君	10番 三鴨 義文君
11番 仲田 司朗君	12番 板井 隆君
13番 真壁 容子君	14番 景山 浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 田 子 勝 利君	書記 ----- 船 原 美 香君
	書記 ----- 杉 谷 元 宏君
	書記 ----- 赤 井 沙 樹君
	書記 ----- 藤 下 夢 未君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 陶 山 清 孝君 副町長 ----- 宮 永 二 郎君
総務課長 ----- 田 村 誠君 総務課課長補佐 ----- 石 谷 麻衣子君

午後 1 時 0 0 分開会

○**議会事務局長（田子 勝利君）** 議会事務局長の田子でございます。座って進めさせていただきます。

本臨時会は、南部町議会議員一般選挙から初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 1 0 7 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の長束博信議員を御紹介いたします。

長束議員、議長席に御着席ください。

午後 1 時 0 0 分開会

○**臨時議長（長束 博信君）** ただいま御紹介にあずかりました長束博信でございます。地方自治法第 1 0 7 条の規定により、出席議員中の年長の議員をもって臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は 1 4 人です。地方自治法第 1 1 3 条の規定による定足数に達しておりますので、令和 6 年第 5 回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 1 仮議席の指定について

○**臨時議長（長束 博信君）** 日程第 1、仮議席の指定についてを行います。

議席の指定は、会議規則第 4 条の規定により、議長において指定することとされておりますので、議長の選挙が終了し、議長が就任するまでただいまの御着席の議席を仮議席として指定いたします。

日程第 2 議長の選挙について

○**臨時議長（長束 博信君）** 日程第 2、議長の選挙についてを行います。

ここで休憩をします。

午後 1 時 0 3 分休憩

午後 1 時 1 3 分再開

○臨時議長（長束 博信君） それでは、再開します。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖、お願いします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（長束 博信君） ただいまの出席議員数は 1 4 名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番、秋田佐紀子君、2 番、井原啓明君を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

では、書記さん、お願いします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（長束 博信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。ございませんね。（「はい」と呼ぶ者あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（長束 博信君） 投票箱、異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

では、事務局長、お願いします。

○議会事務局長（田子 勝利君） それでは、1 番、秋田佐紀子議員。続きまして、2 番、井原啓明議員。次に、3 番、埴田光雄議員。4 番、加藤学議員。5 番、荊尾芳之議員。6 番、滝山克己議員。7 番、米澤睦雄議員。8 番、長束博信議員。9 番、白川立真議員。1 0 番、三嶋義文議員。1 1 番、仲田司朗議員。1 2 番、板井隆議員。1 3 番、景山浩議員。1 4 番、真壁容子議員。

〔投票〕

○臨時議長（長束 博信君） 投票漏れはありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（長束 博信君） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了しました。

これより開票を行います。秋田佐紀子君、井原啓明君の開票の立会いをお願いします。
書記さん、開票、お願いします。

〔開票〕

○臨時議長（長束 博信君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票、有効投票 14 票、無効投票ゼロ票であります。

有効投票のうち、景山浩君 11 票、真壁容子君 3 票。以上のとおりであります。

会議規則第 32 条第 3 項の規定により、立会人に投票の効力について意見をお聞きします。投票の効力について意見がありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって、景山浩君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開放〕

○臨時議長（長束 博信君） ただいま議長に当選された景山浩君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

議長に当選されました景山浩君に当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

○議員（仮議席 13 番 景山 浩君） ただいま選出をいただきました景山でございます。所信の述べましたとおり、議会の住民との対話等の通じたより開かれた議会とすること、そして皆様のニーズに基づいた政策をより具体的に行っていく、この 2 点について実現を図るべく全力を尽くしたいと思います。どうぞ皆様の御協力をよろしくお願いをいたします。（拍手）

○臨時議長（長束 博信君） これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。（「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり）

議長交代のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 26 分休憩

午後 1 時 30 分再開

○議長（景山 浩君） 引き続き、議会を再開します。

お諮りいたします。本日の議事日程は、お手元に配付のとおり追加日程を議事日程に追加したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。したがって、本日の議事日程は、お手元に配付の追加日程のとおり追加することに決定しました。

日程第3 議席の指定について

○議長（景山 浩君） 日程第3、議席の指定についてを行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（田子 勝利君） 事務局長でございます。1番、秋田佐紀子議員。2番、井原啓明議員。3番、埴田光雄議員。4番、加藤学議員。5番、荊尾芳之議員。6番、滝山克己議員。7番、米澤睦雄議員。8番、長束博信議員。9番、白川立真議員。10番、三嶋義文議員。11番、仲田司朗議員。12番、板井隆議員。13番、真壁容子議員。14番、景山浩議員。以上です。

日程第4 会議録署名議員の指名について

○議長（景山 浩君） 日程第4、会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

3番、埴田光雄君、4番、加藤学君。

日程第5 会期の決定について

○議長（景山 浩君） 日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第6 副議長の選挙について

○議長（景山 浩君） 日程第6、副議長の選挙についてを議題といたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時33分休憩

午後1時36分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、荊尾芳之君、6番、滝山克己君を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（景山 浩君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（景山 浩君） 異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（田子 勝利君） 1番、秋田佐紀子議員。2番、井原啓明議員。3番、塚田光雄議員。4番、加藤学議員。5番、荊尾芳之議員。6番、滝山克己議員。7番、米澤睦雄議員。8番、長束博信議員。9番、白川立真議員。10番、三鴨義文議員。11番、仲田司朗議員。12番、板井隆議員。13番、真壁容子議員。14番、景山浩議員。

〔投票〕

○議長（景山 浩君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了しました。

これより開票を行います。荊尾芳之君、滝山克己君の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（景山 浩君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、加藤学君3票、長束博信君11票。以上のとおりであります。

会議規則第32条第3項の規定により、立会人に投票の効力について意見をお聞きします。投票の効力について意見がありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、長束博信君が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

〔議場開放〕

○議長（景山 浩君） ただいまの選挙で当選されました長束博信君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選された長束博信君に当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

○副議長（長束 博信君） ただいま副議長に選出いただきました長束博信です。若輩者でございますけれども、今後4年間の議会運営につきまして議長をしっかり補佐しながら進めてまいりたいと思います。

この南部町も様々な課題が発生してまいります。先ほども申し上げましたが、全身全霊尽くして議会の議論も活発化できるようにしながら努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。（拍手）

○議長（景山 浩君） ここで暫時休憩をいたします。

午後1時48分休憩

午後3時20分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第7 常任委員会委員の選任について

○議長（景山 浩君） 日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長において指名をいたします。

総務経済常任委員会委員に、井原啓明君、加藤学君、荊尾芳之君、滝山克己君、長束博信君、三嶋義文君、板井隆君、以上7名を指名いたします。

民生教育常任委員会委員に、秋田佐紀子君、塚田光雄君、米澤睦雄君、白川立真君、仲田司朗君、真壁容子君、景山浩、以上7名を指名いたします。

予算決算常任委員会委員に、真壁容子君、景山浩、板井隆君、仲田司朗君、三嶋義文君、白川立真君、長束博信君、米澤睦雄君、滝山克己君、荊尾芳之君、加藤学君、塚田光雄君、井原啓明

君、秋田佐紀子君、以上１４名を指名いたします。

広報常任委員会委員に、秋田佐紀子君、井原啓明君、埴田光雄君、加藤学君、長束博信君、白川立真君、板井隆君、景山浩、以上８名を指名いたします。

以上、それぞれ指名をいたしました但、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました諸君を各常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

それでは、ただいま選任されました各常任委員会の正副委員長互選のため、それぞれ委員会をお開き願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後３時２３分休憩

午後３時２３分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

日程第８ 常任委員長、副委員長互選結果の報告について

○議長（景山 浩君） 日程第８、常任委員長、副委員長互選結果の報告についてを行います。

総務経済常任委員長に、滝山克己君、副委員長に、荊尾芳之君。

民生教育常任委員長に、米澤睦雄君、副委員長に、埴田光雄君。

予算決算常任委員長に、白川立真君、副委員長に、板井隆君。

広報常任委員長に、埴田光雄君、副委員長に、加藤学君。以上で報告を終わります。

日程第９ 議会運営委員会委員の選任について

○議長（景山 浩君） 日程第９、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第７条の規定により、議長において指名いたします。

滝山克己君、埴田光雄君、眞壁容子君、米澤睦雄君、白川立真君、三鴨義文君、以上６名を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました諸君を

議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、ただいま選任されました議会運営委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 5 分休憩

午後 3 時 2 5 分再開

○議長（景山 浩君） 再開いたします。

日程第 10 議会運営委員長、副委員長互選結果の報告について

○議長（景山 浩君） 日程第 10、議会運営委員長、副委員長互選結果の報告についてを行います。

議会運営委員長、三鴨義文君、副委員長、白川立真君。以上で報告を終わります。

日程第 11 鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙について

○議長（景山 浩君） 日程第 11、鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後 3 時 2 6 分休憩

午後 3 時 2 9 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は 14 名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 7 番、米澤睦雄君、8 番、長束博信君を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（景山 浩君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（景山 浩君） 異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（田子 勝利君） 事務局長です。それでは、1番、秋田佐紀子議員。2番、井原啓明議員。3番、埴田光雄議員。4番、加藤学議員。5番、荊尾芳之議員。6番、滝山克己議員。7番、米澤睦雄議員。8番、長束博信議員。9番、白川立真議員。10番、三嶋義文議員。11番、仲田司朗議員。12番、板井隆議員。13番、真壁容子議員。14番、景山浩議員。

〔投票〕

○議長（景山 浩君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了しました。

これより開票を行います。米澤睦雄君、長束博信君の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（景山 浩君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、加藤学君3票、景山浩11票。以上のとおりであります。

会議規則第32条第3項の規定により、立会人に投票の効力について意見をお聞きします。投票の効力について意見がありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、景山浩が鳥取県西部広域行政管理組合議会議員に当選いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開放〕

○議長（景山 浩君） ただいまの選挙で当選しました景山浩が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第 1 2 南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員の選挙について

○議長（景山 浩君） 日程第 1 2、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって、指名推薦といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員の選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

この指名の方法は、議長が指名したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員に、秋田佐紀子君、井原啓明君、白川立真君、景山浩を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました秋田佐紀子君、井原啓明君、白川立真君、景山浩を南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。したがって、秋田佐紀子君、井原啓明君、白川立真君、景山浩が南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員に当選されました。

ただいま南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員に当選されました秋田佐紀子君、井原啓明君、白川立真君、景山浩が議場におられます。会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員に当選された秋田佐紀子君、井原啓明君、白川立真君、景山浩に当選の承諾をお願いいたします。

_____ . _____ . _____

日程第 1 3 南部箕蚊屋広域連合議会議員の選挙について

○議長（景山 浩君） 日程第 1 3、南部箕蚊屋広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって、指名推薦といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、南部箕蚊屋広域連合議会議員の選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

この指名の方法は、議長が指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

南部箕蚊屋広域連合議会議員に、荊尾芳之君、仲田司朗君、真壁容子君、景山浩を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました荊尾芳之君、仲田司朗君、真壁容子君、景山浩を南部箕蚊屋広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。したがって、荊尾芳之君、仲田司朗君、真壁容子君、景山浩が南部箕蚊屋広域連合議会議員に当選されました。

ただいま南部箕蚊屋広域連合議会議員に当選されました荊尾芳之君、仲田司朗君、真壁容子君、景山浩が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

南部箕蚊屋広域連合議会議員に当選された荊尾芳之君、仲田司朗君、真壁容子君、景山浩に承諾のお願いをいたします。

日程第14 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（景山 浩君） 日程第14、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後3時44分休憩

午後3時47分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番、白川立真君、10番、三嶋義文君を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（景山 浩君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（景山 浩君） 異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（田子 勝利君） 事務局長でございます。では、1番、秋田佐紀子議員。2番、井原啓明議員。3番、塚田光雄議員。4番、加藤学議員。5番、荊尾芳之議員。6番、滝山克己議員。7番、米澤睦雄議員。8番、長束博信議員。9番、白川立真議員。10番、三嶋義文議員。11番、仲田司朗議員。12番、板井隆議員。13番、真壁容子議員。14番、景山浩議員。

〔投票〕

○議長（景山 浩君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了しました。

これより開票を行います。白川立真君、三嶋義文君の立会をお願いします。

〔開票〕

○議長（景山 浩君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。

仲田司朗君11票、真壁容子君3票。以上のとおりであります。

会議規則第32条第3項の規定により、立会人に投票の効力について意見をお聞きします。投票の効力について意見がありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、仲田司朗君が鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開放〕

○議長（景山 浩君） ただいまの選挙で当選されました仲田司朗君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された仲田司朗君に当選の承諾をお願いいたします。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。では、再開は16時5分といたします。

午後3時57分休憩

午後4時05分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第15 議案第67号

○議長（景山 浩君） 日程第15、議案第67号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。議案第67号について説明いたします。議案第67号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度南部町一般会計補正予算（第4号））です。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度南部町一般会計補正予算（第4号）について、次のとおり専決処分をする。令和6年10月7日付でございます。

説明については、南部町一般会計補正予算書の（第4号）の資料にて説明したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議案第67号

令和6年度南部町一般会計補正予算（第4号）

令和6年度南部町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,163千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,804,989千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月 7日

専決 南部町長 陶山 清孝

今回のこの補正予算については、10月27日に実施された衆議院議員選挙の費用に関するものでございます。

まず、歳出予算から説明をしたいと思います。補正予算書(第4号)の4ページを御覧ください。4ページの下段でございます。まず、歳出です。2款総務費、4項選挙費、4目衆議院議員選挙費について1,216万3,000円の専決予算でございます。冒頭申し上げましたとおり、10月の27日に実施されました衆議院議員選挙の費用に関するものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。同じく4ページの上段を御覧ください。15款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金は1,135万2,000円増額し、3,077万2,000円とするものでございます。

次に、19款の繰越金です。1項繰越金、1目繰越金は81万1,000円増額し、1億788万1,000円とするものでございます。

次に、給与費明細書のほうを説明させていただきます。次の5ページでございます。5ページの特別職、比較というところで、3段目下の段の比較のところでは120万9,000円の増額ということでございます。これは報酬で、委員報酬ほか選挙の管理者であったり、それから立会人であったりというところでの増額というものでございます。

その次、6ページです。6ページの給与費明細書は一般会計でございます。これ一般職のところで、2段目の職員手当の内訳というところで今回お願いするものについては、時間外勤務手当の355万2,000円ということでございます。

以上のところを給与費明細書の説明といたしまして、説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(景山 浩君) 提案説明がありました。

提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 2点あります。

1 ページ、歳入内訳、国政選挙等は全て委託金で来るというふうに理解してるんですけども、この一般財源の81万1,000円っていうのは何に該当しているのかというのが一つ。

それと、2つ目には、町長にお聞きします。今回の総選挙では選挙公報が新聞折り込みっていうことになりました。これ御存じだったと思うんですけども、これについて経過についてや理由については午前中の全員協議会で総務課長や選挙管理の管理者に聞いてきたところですが、町長、町の一つの大きな仕事は国政、どの選挙でも投票率を上げていくこと、これやっぱり民主主義の根幹に関わることだと思うんですね。それにはどの候補者がいいかって公報を有権者に届けるってのは、これはもう大きな使命を持っていることだというふうに私は考えています。それを今回は日程等の都合で郵送、新聞折り込みにせざるを得なかったということなんですけれども、町長も町の職員にとって今まで経過があると思うんですけども、昔は選挙公報というのはメール便以外のときは区長文書で出とったんですよ。それで、入場券と一緒に送ってくるというね。今回は比較的準備も少なかって、全国的にもこういうことが起こってるということ承知するし、一番の責任は国だというふうに思っています。ただ、町内で三千何件ですよ。例えば私たちは政党のを配るとき、選挙期間中は新聞折り込みにはさせてもらえないから全部手配りするんですね。できるんですよ。町長は自慢している地域振興協議会を使って、これは全戸配布可能であったんじゃないかと私は思ってるんです。何万もの都市だったらメール便に頼らざるを得ないと思うんですけどね。その点でいえば、この公報を有権者に届け切るところでの町の位置づけが問われてきてるんじゃないかと思うんですけども、町長の見解を聞いておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。歳入のほうの一般財源81万1,000円の理由でございます。まず、選挙は議員おっしゃるとおり100%国の選挙でございますので充当されますが、備品購入費については100%の充当ではございません。備品購入については参議院選挙、衆議院選挙、県知事・県議、町長・町議と選挙がありまして、分類すると9つの選挙になります。そのうち、町長・町議の9分の2の部分については町の手出しということでございますので、備品購入費の364万6,000円の9分の2の部分の81万1,000円が今回一般財源ということでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。選挙公報の配布の仕方が新聞折り込み、今、新聞取られる方もかなり減ってるという具合に聞いておりますので、その方法がよかったかどうか

といったことにつきましては、これやっぱり選挙管理委員会の……。各種委員会に町長としての権限はありませんので、この中でしっかりとまたこれに対する考え方を御議論いただきたいなと思っています。

住民の方からの御意見の中では、選挙のやり方、特に私の耳に入るのは町長・町議選のことなんでしょうけれども、もう少し、あそこまで普及率が90%を超えてる有線テレビ等を、しっかり媒体を使って、町長が言っていることや各議員の皆さんが言っていることを公報するような、そういう取組もしながら若い人たちにもできるだけ参加いただくような選挙を考えるべきでないかということは聞いております。また、選挙管理委員会と御議論するような機会があれば、そういうことも伝えていきたいと思っています。民主主義の根幹が選挙でございますので、一人でも多くの皆さんにきちんとお一人お一人の言っている政策、考え方といったものを伝えるというのは、根本原理だろうと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この機会、ここでしか言えないんで、町長。町長は、選挙管理委員会が本来決めることだと、確かにそうだと思う、独立しているから。ただ、私は町の責任者として選挙で投票率を高めるためにどうするのか、公平性の問題というのは一定の見解は議会で聞かれたら述べる必要があると私は思っているんですよ。そこを聞いてるんです。

例えば18歳から22歳までの投票率が低かったことや若い人に少ないっていうのは、南部町でいえば若い方はコーポとかに入っているんですよ。私たちビラ配りに行ってよく思うんですけど、そこはほとんど新聞なんか取っていないんですよ。だとすれば、新聞折り込みしましたよっていても特段の手だてを取らなければ通用しないっていう、これはやっぱり認識として持つとかんといけんと思うんですよ。うちの町のような1万余りの町でどう有権者にするか。1週間以上あったら私は届く可能性、十分にあると考えています。その辺で聞いてるんです、町長に。町長は、選挙管理委員会のことだからというんですけども、あなた、やっぱり公報等については届けることを最優先してやらなければいけなかったんじゃないかという点については、どのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。機会の平等というのは尊重されなくてはならないといった意味合いからすれば、新聞折り込みがよかったかどうかっていったところは検討の余地があるだろうと思ってます。これについてはやはりどこまでいっても選挙管理委員会がきちんとこの関係の総括をし、そして次の選挙に対して臨まれるといったことが大事だろうと思ってます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第67号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第67号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第16 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第16、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会委員長、三鴨義文君から、閉会中も次期定例会の日程等、議会運営に関する事項について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申出がありました。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長、三鴨義文君からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって第5回南部町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもって令和6年第5回南部町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時18分閉会
